

景文科技大学 時間の計算方法と規範

(教 027)

2015年10月27日	2015	学年度第1学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2016年5月10日	2015	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2017年4月11日	2016	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2017年4月11日	2016	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2017年10月31日	2017	学年度第1学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2018年4月17日	2017	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2018年11月20日	2018	学年度第1学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2023年4月25日	2022	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過
2024年4月30日	2023	学年度第2学期第1回カリキュラム計画及び教務共同出席会議修正通過

一、専任教師について：

- (一) 担当すべき授業時間数：「景文科技大学 教師雇用契約」規定に基づくものとする。
- (二) 実授業時間数＝実際の総授業時間数＋実務プロジェクト時間数＋実務実習・実習訪問見学時間数＋海外授業時間数。
- (三) 超過時間数＝実際の授業時間数－担当すべき時間数＋主管免除時間数。
- (四) 開講学部の専任教師が基礎授業時数の規定を満たしており、かつ当該学部が以下の条件を満たしている場合、当該学部の専任教師は超過授業時数を日中（月曜から金曜の午前6時から午後6時まで）最大4時間延長することができる。夜間および休日を含む超過総時間の合計は4時間を超えてはならない。超過した場合、超過分の時間給は支払われない。
 1. 全校専任教師は、日中にさらに2時間追加することができる。
 2. 開講学部の前年度の該当学期の開講率が学内上位3位以内にある場合、当該学部の専任教師は翌年の対応学期の日中に4時間追加することができる。
 3. 開講部門が産業専門コースの開講を申請している場合、各コースの部門の専任教師は日中に2時間追加することができる。
 4. 外国籍の教師には上記の制限は適用されない。ただし、超過授業総時間は6時間を超えてはならない。
- (五) 国外受講とは、学校が指定する海外協力校での授業課程を指す。授業については時間給は支給されず、海外で18時間授業を行った場合、本規範の実授業時間1時間として計算される。
- (六) 実習課程は時間給で計算され、5名の実習学生で1時間とし計算される原則で、時間数は課程単位数を上限とする。
- (七) 海外研修課程の場合、訪問期間が5日を超える場合は1時間、訪問期間が10日を超える場合は2時間として計算される。教師がすでに海外研修助成金を申請していた場合、当該時間数は別途計算されないものとする。
- (八) 専任教師の非実際授業（実習訪問）時間数が、実際の授業の専門科目及び技術科目の授業時数を超えないことを原則とする。優秀教師として採用された場合、または前年度に学生を全国大会以上の大会に出場・入賞に導いた教師は、学部・院と教務処が共同で認定した場合、この限りではない。
- (九) 専任教師の1学年の実授業時数が1学期の所要授業時間数に満たない場合、前後の2学期の実際の授業時間数を合算して計算することができる。合併して計算した教師は、当学年でそれ以上授業時間数を超えてはならない（時間数を削減できず超える場合は、最大で1時間を限度とする）。

二、兼任教師：

兼任教師の本校での総授業時間数は、6時間を超えないことを原則とする。三、複数の教師が同一課程を教える時間の計算は、次のように区分される：

(一) 共同教学：

全学期課程で複数の教師が共同で教える場合、授業時間数と時間給計算は、元の課程の18週間に基づいて計算される。

(二) 協同教学：

業界の専門家との協同教学は、規定に基づいて承認された後、当初手配されていた教師の授業時間数と時間給計算は、引き続き元の課程の18週間に基づいて計算される。業界専門家への時間給の支給基準は、「教育部の技術・専門学院の実務課程発展及び教師・学生の実践力向上への補助の実施要点修正規定」に基づき、業界の教師の時間給は別途計算される。

四、各学院のマイクロ単位の時間給計算は、当学期に少なくとも8回（24時間）ある場合、1時間18週間の時間給で計算する。当学期の学生が当該課程単位の50単位を取得、または当学期中の30名以上の学生が当課程単位を取得する場合、2時間18週間の時間給を計算でき、かつその時間は当学期の残業時間には含まれないものとする。

五、各教師は、学期ごとに少なくとも2つ以上の課程を教えなければならない（体育、軍事訓練、国語、英語、台湾史などの共通科目を除く）。同時に、継続教育部または継続教育専門学校、または継続教育学院で少なくとも1コースを教えることを原則とする。

六、カリキュラムの手配：

(一) 助理教授以上で、かつ前学年度の研究評価が低い教師（例：2013年学年度の授業計画は2012学年度の教師評価成績に基づく）は、毎週の授業とコースの相談時間に少なくとも3日手配し、その他の教師は毎週の授業とコースの相談時間に少なくとも4日間手配するものとする。院・学部の事情により第二専門を講師が学ぶ場合、来校日数の計算に含めることができる。ただし、授業時間減少の1級、2級主管はこの限りではない。課程手配の特別な考慮事項がある場合、プロジェクトの承認が求められる。各教師が1日（昼間部、継続教育部、継続教育学院、専門学校を含む）に手配する授業数の合計は6時間を超えてはならない。

(二) 課程相談時間の実施については、人事室の専任教師の出金規定にもどついで取り扱う。

七、学外実習や学内で開講されない自習学習課程については、教務および関係会議を経て、校長の承認を受けなければならない。特殊な例として学部（学科）主任が提出し校長が認めた場合を除き、上記の課程は教師が規定により巡回し評価して書面資料を作成するものとする。時間数の計算は各学部が定めるが、4技能の所要時間数として計算する。

八、教師が行政主管を兼務する場合、本校の「教職員の職務追加給及び手当支給法」に基づいて対処する。

九、行政または学術主管が異動になった場合、その時間数の計算は学期開始日を基準日とする。学期開始日前に異動が発表された場合、上記の規定に従って処理する。学期開始日後に異動が発表された場合は、別案件として署名し、上記の規定には拘束されない。

十、専任教師が学期開始日以降、特別の事情により時間数異動を申請した場合、専門案件として署名し処理する。

十一、夏休み中の再履修課程および準備課程については、時間給は18週間で計算され、それ以外の通常の授業時間は、時間給は4か月半に基づいて計算される。

十二、大学部、専科部の授業の最少開講人数は、通常授業期間は20名を下限とし、夏期講習は10名以上で開講することができ、規定に基づき単位数を支給する。5名以上10名未満で、かつ学生が10名分の単位料金を負担する場合は、この限りではない。制度変更等の特別

な事情がある場合、当案件を校長に申請し承認を得ることができる。

十三、クラスの人数が80人以上の場合、時間給は1.4倍に増額される場合がある。クラスの人数が100人以上の場合、時間給は1.6倍に増額される場合がある。クラスの人数が120人以上の場合、時間給は1.8倍に増額される場合がある。

十四、複数の教師と一緒に授業をする場合、授業時間は実際の授業に応じて分割され、学期開始の3週間前までに教務部門に提出するものとする。時間分割は整数を原則とする。

十五、本校の教師が休暇により残った科目を別途時間を定めて補習する場合、事前に学校の承諾を得た後、本校の専任・兼任教師が代替することができ、大体の時間給は教師自身が支払う、または学校が代わって差し引き代理教師へ支払うものとする。

十六、教師の結婚休暇、忌引休暇、産前休暇、出産休暇、流産休暇、産休（期間は人事室の関連法規規定に基づく）中の休暇期間の代替時間給において、基本授業時間数は学校が支払い、超過時間は休暇を取った教師から差し引くものとする。妊娠安定のための休暇は専門案件として申請する。

十七、本規範は、教務会議の通過後、校長の承認を経て公布し実施する。